

さぬき市国民健康保険税について

特別徴収（年金天引き）について

次のすべての要件に該当する方は、年金から国民健康保険税が天引きされます。

- ① 世帯主が国民健康保険の被保険者となっていること。
- ② 世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満であること。
- ③ 介護保険料が年金天引きの対象となっていること。
- ④ 年金天引きの対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えないこと。

上記に該当し、初めて年金天引きが始まるのは、毎年10月からとなります。このため、令和3年度の国民健康保険税は、確定した年税額からその2分の1に相当する額を9月までの納期に分けて従来どおり普通徴収で納付していただき、残り2分の1に相当する額を3回（10月・12月・翌年2月）に分けて特別徴収します。

上記のいずれかに該当しなくなった場合や、特別な事情により年金天引きすることができなくなった場合は、普通徴収となります。

[参考]

対象区分	対象となる世帯	年金天引きの切り替わる時期
令和3年度から、初めて年金天引きになる場合	<ul style="list-style-type: none"> ○世帯内の国民健康保険加入者全員が令和3年4月1日現在、満65歳以上である世帯 ○世帯主が令和3年4月2日から令和4年4月1日までの間に75歳とならない世帯 	令和3年10月から年金天引きが開始されます。
令和3年度から、年金天引きでなくなる場合	<ul style="list-style-type: none"> ○世帯主が令和3年4月2日から令和4年4月1日までの間に75歳となる世帯 	令和3年4月から年金天引きされません。

※「普通徴収」とは…

金融機関や市役所の窓口で現金納付していただくか、口座から振替をする方法です。

※「特別徴収」とは…

支給される年金からの天引きにより納めていただく方法です。

年金天引きから口座振替に変更する場合

「さぬき市国民健康保険税納付方法変更届」の提出が必要です。

通帳、通帳の届出印および国民健康保険被保険者証をご持参ください。

口座をお持ちでない方や国民健康保険税に滞納（未納）がある方は、口座振替に変更できませんのでご注意ください。

※滞納が生じた場合は、自動的に年金天引きに戻すことに同意していただく必要があります。

令和3年度の申請期限：令和3年5月末日

【問】税務課 ☎(087)894-1118

住宅用太陽光発電システムを設置した方を支援します

地球温暖化対策の一環として、住宅用太陽光発電システムを設置した方に、「さぬき市共通商品券」を交付します。

対象となる太陽光発電システム

- ・太陽光発電システムから発生した電力を市内の住宅で使用している
- ・電気事業者との電力受給を開始した際に未使用であること

対象となる方

次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ・太陽光発電システムを設置またはシステム付建売住宅を購入した方
- ・電気事業者と電力受給契約を締結した方
- ・システムを設置した住宅で居住している方
- ・市税および国民健康保険税を滞納していない方
- ・過去にさぬき市から住宅用太陽光発電システムに係る商品券の交付を受けていない方

商品券の交付額

1kw 当たり 25,000 円（上限 100,000 円）※1,000 円券で交付します。

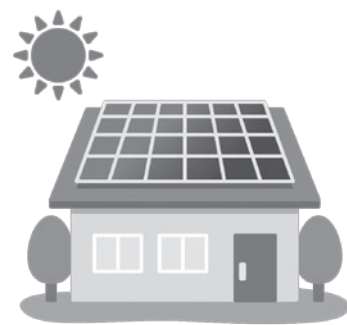
商品券の交付手続

電力受給開始日以後、2 か月以内に申請書類を提出してください。

申請受付期間

令和3年4月1日（木）～令和4年3月18日（金）

※申請額が予算額に達した時点で受付を終了する場合があります。



【問・申】生活環境課 ☎(087)894-1119